

公益認定等委員会令の概要

本政令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき内閣府に設置される公益認定等委員会に関し、専門委員、部会、議事等、必要な事項を定めるものである。

1. 背景

新たな公益法人制度の開始(平成20年12月1日が施行期限)に向け、内閣総理大臣の諮問を受けた政令及び内閣府令の審議、制度運用指針の検討等を行うため、平成19年4月1日より公益認定等委員会を発足させる必要がある。このため、当該委員会に関し必要な事項を定めるものである。

2. 政令の概要

- ・ 専門委員の任意設置(第1条)
- ・ 部会の任意設置(第2条)
- ・ 委員会及び部会の議事(第3条)
- ・ 事務局次長の設置(第4条)
- ・ 事務局の内部組織細目に関する内閣府令への委任(第5条)
- ・ 委員会運営に必要な事項の決定方法(第6条)

なお、専門委員、部会及び議事に関する規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令(平成十八年政令第三百三号)と同様のものとしている。

3. 施行期日

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行日：平成19年4月1日

以上